

## 役員報酬・退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員報酬・退職金について定める。

(適用範囲)

第2条 役員は無給とする。ただし、常勤役員は有給とすることができる。

(基本給)

第3条 常勤役員の基本給(月額)は、経験年数及び業務遂行能力等により理事会が決定する。

なお、上限および下限は、次のとおりとする。

|      |                   |
|------|-------------------|
| 専務理事 | 360,000円～400,000円 |
| 理 事  | 310,000円～340,000円 |

(賞 与)

第4条 常勤役員賞与は業績を勘案して毎半期に支給する。

2 賞与支給額は、協会の業績および勤務成績等を考慮して理事会が決定する。

(退職金)

第5条 常勤役員退職金は、役位毎に計算し、その総計とする。

役位最終基本給×役位別係数×役位別期間(年)

ただし、1万円未満の端数があるときは1万円単位に切り上げる。

2 役位別係数は、次のとおりとする。

|      |       |
|------|-------|
| 専務理事 | = 1.8 |
| 理 事  | = 1.6 |

(支給日および支給方法)

第6条 基本給、賞与、退職金の支給日および支給方法は、職員就業規則に準じる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は会員総会の決議による。

## 附 則

- 1 昭和48年6月1日 制定
- 2 平成8年1月1日 改定
- 3 平成23年11月18日 改定